

避難行動要支援者名簿の取扱いについて

この同意者名簿の取扱いにあたっては、個人情報漏洩がないよう、災害対策基本法に定められた秘密保持義務及び以下の点を遵守してください。

- 1 名簿本体は、組織の代表者が保管・管理すること。
- 2 名簿情報は組織内のみで共有することとし、情報の漏洩はしないこと。
- 3 名簿は、避難の支援、安否の確認、その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から守るために利用し、それ以外の目的には一切使用しないこと。
- 4 名簿は、複写や複製をせず、紛失しないよう適切に管理すること。
- 5 覚書の期間を終え、又は市長から返却を求められた場合は、速やかに名簿を返却すること。
- 6 名簿の管理上、問題が発生した場合は、直ちに区役所に連絡するとともに、区役所の指示に基づき適切に対応すること。



よくある質問



Q 避難行動要支援者（高齢者・障害者）の避難支援は、行政がやるべき仕事ではないですか？

A 被害が広範囲にわたる大規模な災害においては、現実的に行政だけでは迅速な対応に限界があり、過去の災害においても、地域住民の避難支援が最も有効であることが明らかになっています。平常時から、地域による避難支援の仕組みづくりが求められています。

Q 避難行動要支援者名簿は誰が持っているのですか？

A 避難支援の検討を行うため自治会（市民防災会）が保有しているほか、名簿情報を更新するため、民生委員、社会福祉協議会、消防団等に名簿を提供しています。



Q 災害が発生した場合、自分のこと、家族のことで精一杯です。避難行動要支援者の避難を支援する余裕はないと思うのですが？

A 自分や家族の命を最優先に考えてください。そのうえで、出来る範囲で避難行動要支援者の避難支援をお願いします。



Q 避難行動要支援者はどこに避難すればいいのですか？

A 近くの市民センターや市立小中学校が予定避難所となっています。避難を支援する場合は、区役所に電話して避難所の開設状況を確認してください。



Q 私たちの地域には、日中は高齢者しかいません。十分な避難支援が困難ですが、どうすればいいのでしょうか？

A 避難の支援には、①災害情報の伝達、②避難誘導、③避難支援、④救援要請、⑤救護・救出活動、⑥安否確認などがあります。まずは、出来る範囲の支援から始めることが大切です。

Q いつ、避難の支援を開始すればいいのですか？

A 土砂災害や河川氾濫など風水害の場合は、市から「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されたときが目安となります。

避難に関する情報を収集しましょう！

台風や大雨で災害が起きる前に避難していただけるよう、下記により災害や避難指示などの情報をお知らせします。

1 テレビ・ラジオ

2 ホームページ

- (1) 「北九州市」
- (2) 「防災情報北九州」



3 携帯電話・インターネットの防災メール（事前の登録が必要）

(1) 「もらって安心災害情報配信サービス」

登録アドレス：e-kitakyushu@xpressmail.jp



(2) 「防災メール・まもるくん」

登録アドレス：<http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp/>



4 携帯電話の緊急速報メール（事前の登録は不要）

5 Twitter（ツイッター）

「北九州市防災・危機管理情報」



6 LINE（ライン）

「北九州市 LINE」



7 北九州市防災アプリ

「ハザードン」



Android



iOS

いざという時の連絡先

区役所	門司区役所	331-0001	消防署	門司消防署	372-0119
	小倉北区役所	582-3301		小倉北消防署	582-0119
	小倉南区役所	951-4112		小倉南消防署	951-0119
	若松区役所	761-4045		若松消防署	752-0119
	八幡東区役所	671-1459		八幡東消防署	663-0119
	八幡西区役所	642-1442		八幡西消防署	622-0119
戸畑区役所	871-3600	戸畑消防署	861-0119		

問い合わせ：北九州市危機管理室 電話：093-582-2110

北九州市印刷物登録番号 1902338C号

災害時における高齢者・障害者の方に対する 避難支援の手引き

（避難行動要支援者避難支援事業）

避難行動要支援者避難支援事業の趣旨

平成16年7月に新潟・福島・福井県で発生した豪雨災害では、自力で避難することができない高齢者の方が多く犠牲になりました。

また、東日本大震災をはじめ、近年の大規模災害では、犠牲者の方の多くが高齢者や障害者などの災害弱者となっており、地域防災上の大きな課題となっています。

一方、阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋等から救出された人の9割以上が、自力又は家族、近所の住民によって救出されたという報告があります。

このような教訓から、災害から身を守るためには、日頃から住民一人ひとりが危機意識を持ち、自力で避難することが困難な高齢者や障害者などを円滑かつ迅速に避難させる地域での仕組みづくりが求められており、平成25年6月21日に災害対策基本法が改正されました。

そこで北九州市では、自力又は同居する家族などの支援で避難することが困難な高齢者や障害者の方などを事前に把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、平常時からその情報を地域に提供することで、災害時における避難支援の仕組みづくりを促進しています。

災害の被害を軽減するため、地域の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。



令和2年度版

北九州市